

H28 仙議庶第 842 号

平成 28 年 7 月 28 日

小野寺 信一様

仙台市議会議長 岡部 恒司



日頃より仙台市議会の運営等につきまして、ご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

このたびいただきました質問状に関しまして、別紙のとおり回答させていただきます。

ご質問のあった、傍聴券への住所及び氏名の記入事項について、以下のとおり回答いたします。

現在の傍聴規則は、昭和43年に制定され、当時は、全国市議会議長会の標準市議会傍聴規則と同様、住所、氏名及び年齢を記入することとなっております。

傍聴券の記載内容については、これまで何度か議会運営委員会において協議がなされており、平成12年には、年齢の記入については省略してもよいとの結論に至り、規則改正を行いました。住所及び氏名については、議長が議場の秩序保持に当たり、傍聴人を把握する必要があるとされました。

その後、平成26年にも議会活性化の観点から、再度、議会運営委員会において協議がなされましたが、平成12年と同様の結論となりました。

このたび、小野寺様のご質問を受け、各派代表者会議並びに議会運営委員会において協議を行ったところ、「記入事項の全部あるいは一部を省略してもよいのではないか」といった意見がある一方で、「議場の秩序保持に加え、災害時における傍聴人の把握のためにも必要である」といった意見もあり、議会として一致した結論には至りませんでした。

議会運営については、議会全体の合意が必要でありますことから、住所及び氏名の記入は、現行どおりの取り扱いとさせていただきます。

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

議会事務局庶務課長 只野俊幸

電話：022-214-6163